

# 給付金等のお支払いについて



I-7

**医療保険Aセレクト**

をお申込みされる前に必ずご確認ください。

「&amp;LIFE 医療保険Aセレクト」は「医療保険(無解約返戻金型)(22)無配当」の販売名称です。

## ご契約に際して

**ご契約に際しては、告知事項をご確認のうえ、申込手続きをお願いいたします。**

1つでも「はい」に該当する場合は、ご契約をお申込みいただけません。  
なお、ご契約時の健康状態に関する告知内容がお客さまの故意または重大な過失により事実と相違する場合、ご契約は告知義務違反により解除となり、給付金等のお支払いができないことがあります。

※告知に関する注意事項については「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」に記載の「給付金等をお支払いできない場合」や「ご契約に際して」を必ずご確認ください。

※お申込み時の告知がすべて「いいえ」の場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引受けできない場合があります。

## 給付金等のお支払いについて

**給付金等は責任開始期以後に発生した約款所定の不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、支払事由に該当した場合に限りお支払いします。**

※責任開始期（保障の開始）

三井住友海上あいおい生命がご契約をお引き受けすることを承諾した場合、「告知の時」またはご契約の「お申込みを受けた時（申込書受領日）」のいずれか遅い時

※ガン給付責任開始日（ガンに関する保障の開始）

責任開始日（責任開始期の属する日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日（91日目）

**ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した約款所定の不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院・手術等をされた場合は、給付金等のお支払いの対象とはなりません。**

ただし、以下のときは責任開始期以後に発生した原因によるものとみなし、給付金等をお支払いします。

・責任開始期前に、被保険者が原因となった傷害や疾病について医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その原因となった傷害や疾病による症状について、ご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

詳細については、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」に記載の「給付金等をお支払いできない場合」や「給付金等のお支払いについて」を必ずご確認ください。

**具体的な例については、裏面の「お支払いする場合・お支払いできない場合の具体的事例」をご参照ください。**

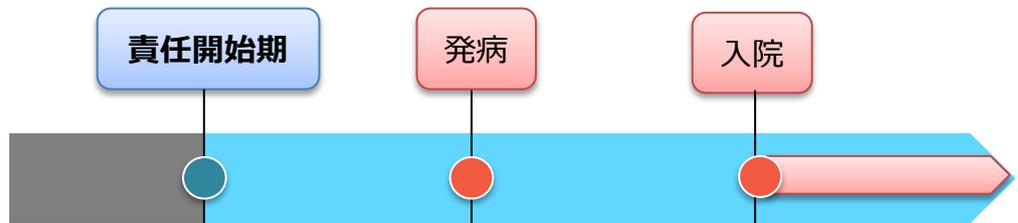
# お支払いする場合・お支払いできない場合の具体的事例

給付金等は、ご契約（特約）の責任開始期以後に発生した約款所定の不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とするものがお支払いの対象となります。



お支払い  
する場合

ご契約の責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合  
⇒責任開始期以後の発病による入院のため**お支払いします**。

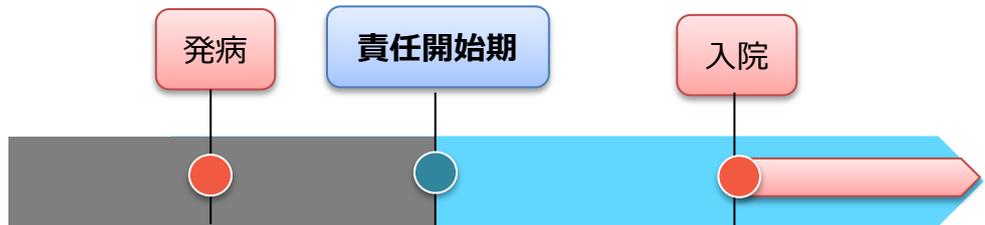


**責任開始期前に発生した約款所定の不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院・手術等をされた場合は、給付金等のお支払いの対象とはなりません。**



お支払い  
できない場合

ご契約の責任開始期前に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合  
⇒責任開始期前の発病による入院のため**お支払いできません**。



※**現在のご契約（特約）を解約・減額し、新たにご契約される場合に、ご注意ください**

新たなご契約（特約）の責任開始期以後に発生した約款所定の不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とするものがお支払いの対象となります。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

<引受保険会社>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

東京企業第一営業部 営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL : 03-3259-3307 FAX : 03-3259-3309

<ご相談・お申込み先>



〒XXX-XXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

TEL : XX-XXXX-XXXX FAX : XX-XXXX-XXXX